

銀行法第十四条の一の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）【銀行告示】

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第十章（略）	第一章～第十章（略）
第十一章 雜則（第三百一十一条・第三百一十二条）	第十一章 雜則（第三百一十一条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～六（略）	一～六（略）
七 金融機関 次に掲げる者をいう。	七 金融機関 次に掲げる者をいう。
イ・ホ（略）	イ・ホ（略）
（削る）	（削る）
ハ～三十五（略）	ハ～三十五（略）
三十六 ソブリン向けエクスボージャー 次に掲げるエクスボージャーをいう。	三十六 ソブリン向けエクスボージャー 次に掲げるエクスボージャーをいう。
イ・ロ（略）	イ・ロ（略）
ハ 地方公営企業等金融機構向けエクスボージャー	（新設）
二～リ（略）	ハ～チ（略）
三十七～八十（略）	三十七～八十（略）

(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の一第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十一条において同じ。）為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少數株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一～五（略）
2～7（略）

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号

(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の一第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第一号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十一条において同じ。）為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少數株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一～五（略）
2～7（略）

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号

及び第六号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第四十条において同じ。)及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一～五 (略)

2～8 (略)

(地方公営企業等金融機構向けエクスポート・ジャーマー)

第六十条の二 地方公営企業等金融機構向けの円建てのエクスポート・ジャーマーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2| 前項の場合を除き、地方公営企業等金融機構向けのエクスポート・ジャーマーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第六十三条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスポート・ジャーマー)

第六十一条 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された法人(業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)向けの円建てのエクスポート・ジャーマーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウ

及び第六号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第四十条において同じ。)及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一～五 (略)

2～8 (略)

(新設)

(我が国の政府関係機関向けエクスポート・ジャーマー)

第六十一条 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された法人(株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)向けの円建てのエクスポート・ジャーマーのうち円建てで調達されたも

エイトは、十パーセントとする。

- 一 政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）
- 二 政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。次号において同じ。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。）の認可（承認を含む。以下この項において同じ。）を受けなければならない法人

法人

- 三 政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。次号において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人

- 四 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

2
(略)

（抵当権付住宅ローン）

- 第六十九条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローンが次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクスボージャー（以下「抵当権付住宅ローン」といへ。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。
- 一 抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ (略)

ののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

- 一 政府が過半を出資している法人
- 二 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

（新設）

2
(略)

（抵当権付住宅ローン）

- 第六十九条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローンが次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクスボージャー（以下「抵当権付住宅ローン」といへ。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。
- 一 抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ (略)

□ 抵当権が第一順位であること。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であつて、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。

二・三（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるるものとする。

一・三（略）

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいづれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 中央政府、中央銀行、我が国的地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1～4以上であるもの

ロ・ハ（略）

五・七（略）

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをい

□ 抵当権が第一順位であること。ただし、住宅金融公庫その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であつて、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。

二・三（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一・三（略）

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のいづれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 中央政府、中央銀行、我が国的地方公共団体及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1～4以上であるもの

ロ・ハ（略）

五・七（略）

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをい

う。以下同じ。)を行つており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この日から第四日までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。)我が国的地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第一百一条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

一~六 (略)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

う。以下同じ。)を行つており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この日から第四日までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。)我が国的地方公共団体及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第一百一条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 中央政府等、我が国的地方公共団体、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

一~六 (略)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第一百二十二条 標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティープを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等、金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第六十三条又は第六十四条に掲げる主体
- 二 (略)

(計算方法)

第一百二十四条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用行は、エクスボージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第一百二十二条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十条の一第一項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスボージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十四条の一 (略)

- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

第一百二十二条 標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティープを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第六十三条又は第六十四条に掲げる主体
- 二 (略)

(計算方法)

第一百二十四条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用行は、エクスボージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第一百二十二条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスボージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十四条の一 (略)

- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・三（略）

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第五十六条から第五十八条まで、第六十条第一項及び第六十

一条の二から第六十四条までに掲げる主体

口～ホ（略）

五・九（略）

3・4（略）

（財務局長等への権限の委任）

第三百二十一條 金融庁長官は、第六十七条第一項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次条において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（経由官庁）

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七条の一第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2 銀行は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して届

一・三（略）

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第五十六条から第五十八条まで、第六十条第一項及び第六十

一条から第六十四条までに掲げる主体

口～ホ（略）

五・九（略）

3・4（略）

（財務局長等への権限の委任）

第三百二十二条 金融庁長官は、第六十七条第一項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（新設）

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七条の一第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

け出なければならない。

3 銀行は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。